事 務 連 絡 令和5年6月30日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う各保険者等の委任の状況については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号)の別添2の5により取り扱っているところですが、今般、令和5年6月時点における各保険者等の委任の状況(予定を含む。)を別添のとおり連絡します。

また、別添の委任の状況については、別途、厚生労働省のウェブページに掲示しますので申し添えます。

【令和5年3月時点(前回)からの変更点(参考)】

- ○市町村(特別区を含む)
 - ・福島県会津美里町(令和5年8月1日から委任開始)

<照会先>

厚生労働省保険局医療課

電 話:03-5253-1111 (内線 3275) メール:ryouyouhi@mhlw.go.jp